

# 地方法人課税の偏在是正について

【担当省庁】総務省

## 現状と課題

- 人口一人当たりの**税収の偏在**(最大／最小)の**現状**を平成28年度決算額ベースで見ると、地方税全体でも2.4倍の格差があり、**地方法人二税については6.1倍の格差**がある。

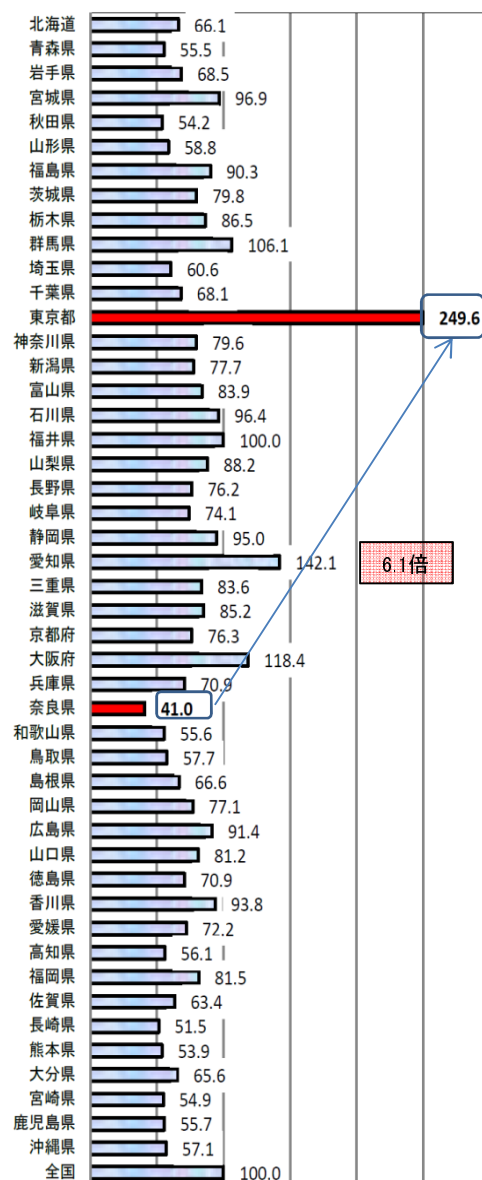
他府県と比較して法人数が少なく、特に大企業が少ない**奈良県**が地方法人二税に関する人口一人当たりの税収**最下位**であり、全国平均の半分以下となっている状況である。

- このような状況の下、平成30年度与党税制改正大綱(H29.12.14)では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえ検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」とされている。

- 「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」(H30.5.25地方財政審議会)においても、「地方税源の偏在是正に向け、既に講じられている地方法人課税の偏在是正措置に加え、**新たに抜本的な取組が必要である**。」「消費税率10%段階においては、地方法人特別税・譲与税が廃止され、法人事業税に復元されること等も踏まえつつ、**偏在度が大きい地方法人課税における偏在是正の新たな方策**について、平成31年度税制改正に向けて検討することが必要である。」とされている。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(H30.6.15閣議決定)においても、「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」とされている。

地方法人二税  
【人口一人当たりの税収額の指数】



## 国にお願いすること（具体的提言）

- 経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。

このように偏在性の小さい地方税体系がいまだ構築されているとは言えない状況の下、地方法人特別税・譲与税を廃止することは時期尚早であり、その存置や、譲与基準の見直しなどにより偏在是正効果を高める方向でのあり方を見直されたい。

他方で、国際的租税競争等による国・地方を通じた法人実効税率を巡る今後の議論次第では、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進めることも一つの選択肢であり、これらを考慮に入れた上で、平成31年度税制改正において適切な結論が得られることをお願いしたい。

(注)「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築がなされるまでの間の措置」として、平成20年度に地方法人特別税・譲与税制度が創設された。

### ◇地方法人特別税の変遷

